

- (17) 矯正協会蔵「石川島獄舎一斑」(以下獄舎一斑と略称)
- (18) 斉藤岩三郎稿「監獄石川島分署囚徒隠語表」の一部、大日本監獄協会雑誌第一五号四二頁
- (19) 重松一義「石川島人足寄場・監獄署の存在意義——都市機能と刑務作業の脈絡から——」(昭和四八年五月一日人足寄場顕彰会報第二号記事)
- (20) 原胤昭「出獄人保護」(天福堂)、原泰一「原胤昭」(雑誌「罪と罰」第四卷三号二七頁)
- (21) 前掲書(四)一七頁
- (22) 矯正協会蔵・内務省警保局編「公文編年録」同年個所
- (23) 東京警視監獄署編纂「獄務備攷」(以下獄務備攷と略称) 六五五頁
- (24) 内務省警保局蔵版「獄務指令録」乙編八六頁
- (25) 前掲書(四)六五〇頁、辻敏介「明治監獄年譜」(四)・刑政五〇巻八号三〇頁所収
- (26) 滝川政次郎「日本行刑史」(青蛙房、第三版)二二四頁
- (27) 監獄協会雑誌第八一号五四頁・海外通信欄
- (28) 石井良助「江戸の刑罰」(中央公論社) 一〇〇頁
- (29) 小林宏「伊達家鷹芥集の研究」(創文社) 一三七頁
- (注) 第二次大戦中、この地石川島造船所に受刑者で結成した石川島造船訓練隊(第一造船奉公隊・東京造船部隊)が小菅・前橋・豊多摩刑務所等から動員せられ、自治・善時制を採って戦時行刑の代表例となる(矯正協会編「戦時行刑実録」四九九頁以下参照)

人足寄場周辺記事

安藤 菊二

一 人足寄場起立以前

- 一 石川島 1. 石川氏の島拝領 2. 四周の景観
二 佃島の起立 1. 佃島の由緒 2. 御用の種類

二 人足寄場起立以後

- 一 人足寄場起立 1. 中洲の撤去 2. 佃島漁師の協力
二 水害 1. 相次ぐ洪水 2. 石川氏上地
三 火難 1. 文政十二年三月二十一日の類焼 2. 天保五年二月七日の類焼 3. 天保九年十一月九日の類焼
4. 弘化三年正月十五日の類焼 5. 安政二年十月の大地震 6. 安政五年二月十日の類焼
7. 慶応二年十一月九日の類焼

四 石川島地区の変貌 1. 水戸藩の旭日丸建造 2. 石川島造船所

結語 佃島と人足寄場 1. 佃島の年中行事 2. 住民感情

人足寄場は、隅田川河口の寄洲石川島と、その南方に若干距離をおいて築かれた佃島とを、連結する形で築造された島地に設置された、江戸無宿人の強制収容所兼職業指導所であった。寄場の成立事情や、刑法史上の評価、ここでの作業労役などについては、別稿の評論に尽されているから、本稿では、主として、寄場両隣の石川島と佃島との成立ち、寄場起立後の江戸の風水害や大火の影響など、周辺地区との歴史地理的な相関関係に視野を絞って、簡略な記述を試みる。

一 人足寄場起立以前

一 石川島

1 石川氏の島拝領 石川島は、寛永江戸図に注して「ミこくしま」とする。その意味する所は明らかでない。この「ミこく島」は、寛永二年の頃石川八左衛門が拝領して、以来「石川島」あるいは「八左衛門殿島」と呼ばれるようになった。

古くは、森島、また鎧島の別称もあった。

石川氏がこの地を去った頃の地積は一万六七九〇坪余。石川島造船所所在地における昭和四年の鑿井調査によると、地高一・八四メートル、盛土・埋土三メートル、沖積層二六・六メートル、第三紀層七・六メートル、鑿井深度三七・二メートル。平坦低平の島である。

現在は樹木の存するもの極めて僅であるが、往昔は森島の称があるので知られるごとく、あるいは浮世絵に見られるごとく、樹木が鬱蒼として島全体を覆っていたらしい。

『寛政重修諸家譜』によると、石川氏は清和源氏、義時流。初祖四郎左衛門重康、二代又四郎重政、三代八左衛門重次、四代八左衛門政次……と継いで十二代政邦にいたる。石川島を拝領したのは四代政次の時であるらしい。

四代目の石川政次は、童名道齋。通称八左衛門。『寛政諸家譜』に記して、

(上略)寛永二年御船手となり、加恩千石をたまひ、さきの采地内土持をもうつされ、安房国安房郡のうちをいて都て四千五百石を知行し、十二月十一日御朱印を賜ふ。十年七月八日仰せをうけたまはりて上方におもむき、御船を檢視し、十一年大猷院殿家光洛に上らせたまふのとき、今切の船渡を奉行し、十四年十二月晦日さきに火災ありしとき、御船つゝがなかりしことを賞せられて黄金五十枚をたまふ。十七年六月二十二日、今よりのち年ごとに御船手のもの二人宛かはるゝ九州四国中国の浦々を巡見すべき旨、仰を蒙る。十八年八月二十八日山田の奉行に転じ、船手の水主七十人を預けらる。正保元年正月二日従五位下大隅守に叙任し、万治二年四月十九日病によりて務を辞し、寄合に列す。

とある。『東京市史稿』は、寛永二年(一六二五)八左衛門政次の御船手就任の時をもって、島拝領の年と推論している。⁽²⁾ けだし、従うべきであらう。

石川島拝領にまつわる伝説として、著聞するのは『江戸紀聞』に記す次の伝説である。

貞雄名云。ある人の説に云。大猷公家光徳川の御時なりし、異国より鎧一領を献じける、ことに重かりしかば、誰も是を携ひ出て披露すべき人なし。公の仰られしは、御旗本のうちにその人あるべし。せんさくすべしとの給ふ。ときに石川氏の先祖かたのごとく大力なりしかば、その多らびにかなひ、將軍家仰の通り、かの鎧を片手にてやすくと持出披露せしかば、御感の上、御ほう美の品をのぞむべきと仰有ければ、さらば此島

を拝領し、わが住居をつくり、猶又永代築出し、宅地をひろげ申さばやとねがひける。安きことなりとて、

その請にまかせ給ひしかば、其のち新に築広げ、永く住居せしと云。此ゆへに鎧島ともいへり。

名高い話であるが、事の順序としてまず記しておくのである。

石川氏の「ミこく島」拝領後数年を経て成った『武州豊嶋郡江戸荘図』によれば、当時の江戸下町は、八丁堀と三十間堀がその南限を画する水路で、後の築地も明石町もまだ海中にあった。しかして八丁堀五丁目の町裏に海に突き出て石川八左衛門の屋敷があつて、霊岸島を隔てて、遙沖合の「みこく島」と相對しているのを見る。

もっとも、寛永図に見る東方河辺は、浜町以南、箱崎、霊岸島の一帯は、紙面を節約したため、圧縮、歪曲されて、図形が不正確であるから、読図に際しては、今日の地積相應の面積をあてはめて考察を下す要がある。

他方、江東方面は如何というに、小名木川以南にあつては、慶長元年(一五九六)に深川八郎右衛門が開拓した深川村が起立したのみで、開拓は遅々たるものがあり、元和九年(一六三三)にいたつて、ようやく深川海辺大工町の裏町一帯が開けて代官支配の百姓御免町屋となり、寛永二年には永代島埋立地に富岡八幡宮の分霊の奉祀を見、同六年(一六二九)にいたつて、深川獵師町(後の大島町・黒江町・相川町・熊井町・富吉町・清住町・佐賀町の八カ町)が起立するのである。

石川家は、四代政次の後、政信・政往・政常・政敷・政胤・政峯・正勲・正邦と相継ぎ、代々この石川島に住み、寛政四年(一七九二)十一代正勲におよんでこの地を去つた。⁽³⁾ 石川氏上地の経緯は後節に再説するが、この地に住すること前後一六八年。市井熱鬧の巷と隔離し、風光明媚な島に住みながら、五代政信は三十四歳、八代政敷は三十八歳、九代政胤は二十四歳、十代政峯は二十五歳と、代々の当主は次々早逝している。原因はいったい何だったのであらうか。

石川島は孤島であった。外部との連絡はすべて舟によらねばならぬ。湯へ行くのにも船に乗る屋敷なり

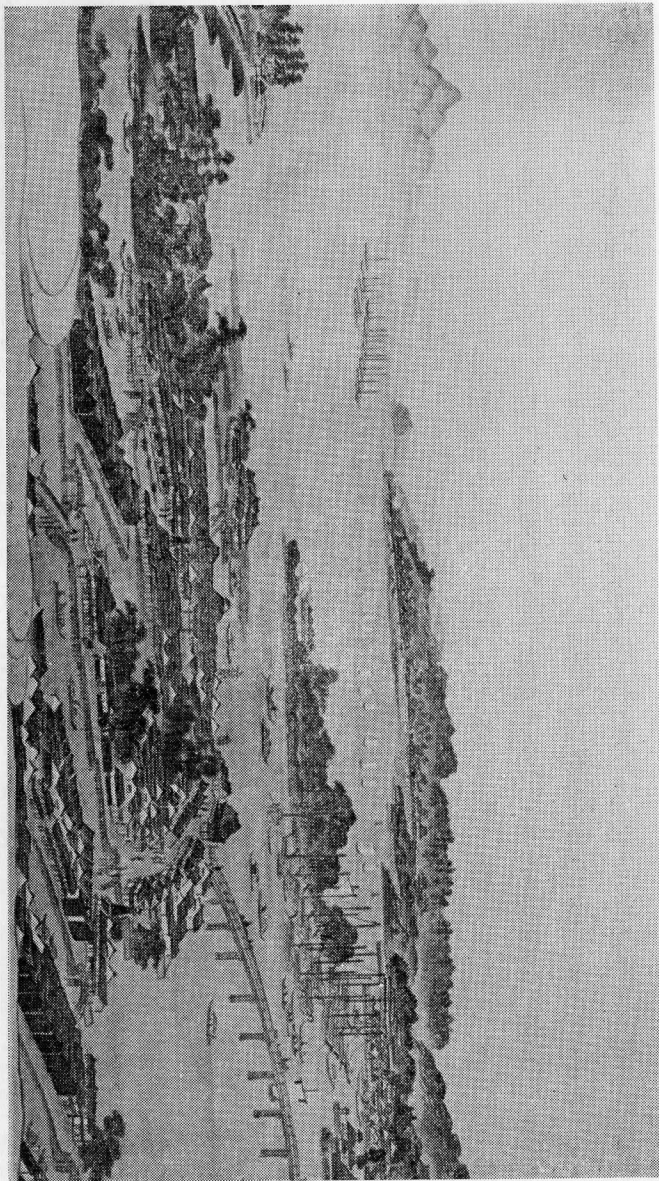
四千石の殿様はまさか洗湯へ出かけることもなかったが、生活用品はすべて舟で補給することが必要である。石川家では古来、船付の場として対岸鉄砲洲本湊町の町並抱屋敷地先の河岸を借用してきた。ところが天明四年九月、その地所が湯島二丁目の豪商で、津軽家の御用達だった、津軽屋三右衛門の手に渡り、町並地附の地所故、返還して欲しいという申込を受けた。石川家では早速公儀へ願書を提出し、幕府当局は審議の末、この河岸揚場を武家並地として取扱ひ、石川氏の拝借を許可した。地積は横三間二尺七寸、竪十三間、四十二坪余の面積がある。斎藤彦磨の『神代の餘波』に、石川家では、年始には年礼の客の便を計り「鉄砲洲河岸に仮小屋を造りて、取次の侍出居たり。」と記している。この本湊町の河岸揚場の年始小屋のことを書いたのであろう。

2 四周の景観

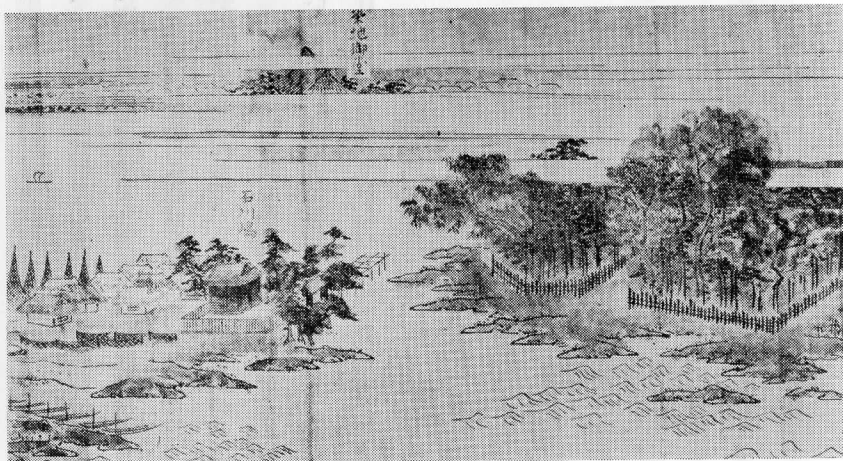
ここで石川島四周の状況を知るために、一・二の風景画を見ておきたい。

1. 葛屋吉蔵版、「広重画、「東都名所永代橋全図」によれば、永代橋橋下の船溜りに、帆柱を林立する十数隻の廻船の背景となっている石川島の北端は、東方の一部を除いて、弧状に石垣で囲まれ、石垣上数歩の距離を残し、東西に棟を張った板葺平家建の建物が九棟ほど、棟を接して建ち、少しく南によって、ちょっとした木柵を挟んでまた二棟。その内部は、前面の建物に接して、南北に棟を置いた建物がかなり密に並んで描いてある。この一角は、家禄四千石を喰む石川家家臣団の居住区をなしていたらしい。

2. 豊国画「夕涼永代橋遊漁の図」(申五改)では、北面する島の突出部には、幾分現われた浪除乱杭の向うに、北面して大小高低参差する十軒に近い平家建築を描き、内部に二階屋根の建物や三層楼の建造物が描かれ、建物の合間には、夕焼空を背景にした、樹木の茂みが美しい影絵のように描かれている。



銅形畫齋筆「墨田川兩岸繪巻」(文化朝作)巻末部分。
(毎日新聞社刊、『江戸図屏風』から転載。)



人足寄場築造以前の葭沼地
 (図中「石川島」とあるは「佃島」の誤り)
 鶴岡芦水画「隅田川兩岸一覽」

という由緒を記している。家康が住吉詣をしたのは天正一〇年(一五八二)、五月であった。家康は、武田家滅亡を祝して京都へ上り、信長に拝謁したことのついでに、僅な供回りを連れて泉州堺の地に遊んだ。すでに帰洛せんとする時、六月二日の本能寺の凶報が伝えられた。京畿は騒然たる情勢となり、土民蜂起して、家康は進退これきわまる大危難に遭遇した。一行は急遽踵を返して、間道を抜け大坂に向ったが、出水のため途方に暮れた。その折、佃村の

3. 石川島の南方海域の容子は、天明年間鶴岡芦水描くところの『隅田川兩岸一覽図絵』によって、その景観を窺うことができる。この図に観る石川島は、島一面灌木や喬木で覆われ、家影は見えない。邸地となって百七十年に近い邸内は、照葉樹のシイ・カシの類が叢林をなしていたことを示している。

島の南方には護岸の石垣もなく、地は緩く裾を曳いて海へ入る。傾斜の始まる辺りに木柵が立て廻され、中程に、邸内に入る小路が開いていて、小路を挟む木柵が樹林の中に消えている。思うに、この小路は石川島の勝手口で、佃島の漁師の御用聞きに通う出入口だったのであろう。

石川島と佃島との間は海水を湛え、両島を隔てる水路となっている。芦水の絵では葭沼地とも見えぬが、一部は洲嶋をなしていた様子は『佃島年代記』享保十八年一月の条に⁽⁵⁾、

石川四郎左衛門屋敷統葭嶋え鷺付候間、御鉄炮方より鷺見小屋被仰付候間、右場所佃島の老若不罷越様致度旨、石川四郎左衛門殿より被申越之。

という記事によって知られる。

文面には鷺とあるけれども、これは魚類を好み海辺に棲むミサゴではあるまいか。ミサゴが巢を懸けるほどの葭嶋が一部にはあったことを教える史料である。

また『増訂武江年表』によると、多数の家屋倒壊被害を生じた明和八年八月朔日の大風には、佃島近く碇船中の廻船の一艘は、吹流されて永代橋に激突して橋を破壊し、別の一艘は佃島と石川島の間の洲に吹上られるという椿事が出来た。これがため、翌二日人夫を出して離洲作業を行ったことが記してある。

二 佃島の起立

1 佃島の由緒 石川島南の島嶼佃島は、摂津国

西成郡佃村の漁師達が、幕府の許可をえて築造した漁村である。事あるごとに佃島名主の書上している

「由緒書」⁽⁶⁾の冒頭には、必ずと云うていい、

神君様遠勃浜松御在城之御上洛被遊、撰効多
 田御廟并住吉之御参詣被遊候節、於三神崎川一涉
 シ舟無之折柄、御船之義孫右衛門之御頼被為
 成候付、則孫右衛門より漁船頼漁船ヲ以涉舟
 御用相勤候云々。

という由緒を記している。家康が住吉詣をしたのは天正一〇年(一五八二)、五月であった。家康は、武田家滅亡を祝して京都へ上り、信長に拝謁したことのついでに、僅な供回りを連れて泉州堺の地に遊んだ。すでに帰洛せんとする時、六月二日の本能寺の凶報が伝えられた。京畿は騒然たる情勢となり、土民蜂起して、家康は進退これきわまる大危難に遭遇した。一行は急遽踵を返して、間道を抜け大坂に向ったが、出水のため途方に暮れた。その折、佃村の

庄屋孫右衛門が、多数の舟を出して一行を助け、ここに徳川家と佃島漁民の間に固い絆が結ばれることになった。その後、慶長一九年の大坂城攻の際にも、佃村の漁民達は、日ごと茶臼山の陣所に祇候して御膳御用を勤め、また隠密の命を受けて九州地方の動静を探索した。

家康は、江戸に覇府を開くに当り、佃村の漁師に対する恩賞として、彼等に柳営の御菜御用を命ずべく、老中安藤対馬守を通じて、その出府をうながす所があった。

佃島漁師の出府の年は、徳川氏江戸入府の年天正十八年と伝え、或はそれより十数年後の慶長十七年といひ、いずれに從うべきかを知らぬ。しかし、『京橋区史』に掲げる金子家および住吉神社社主平岡家の記録、『佃島記録』には、かなり詳細な日記的な記述が見られる。⁽¹⁾

一、慶長拾七年子七月下旬、伏見之御城を被_レ召呼、安藤対馬守様を以、立網_レ獵可_レ吉例間、獵師江戸表之下り、秀忠公様へ御菜差上、且出行之御御場所にて網を引可_レ備_レ御上覽旨承_レ御上意、一同に急に帰村付、佃村獵師共廿七人、大和田村獵師六人都合三拾三人、網荷を造旅用立にて、同廿六日発足仕、伏見御城下に着致し、安藤対馬守様へ江戸表之様子等御伺奉_レ申、御状荷府印請取伏見出立仕、八月七日小石川御屋敷へ着仕、御部屋へ住居致、獵船造出来之儀御届申上、安藤対馬守様御役人衆中依_レ之御城之御伺相濟御用被_レ仰付、首尾克無_レ残舟網出来、則慶長十八年丑八月十日海川無_レ相違_レ獵可_レ仕御証文奉_レ頂戴_二候_一。(下略)

これによれば、彼等は慶長十七年に出府し、一時小石川の安藤対馬守邸内に旅荷をおろし、獵具獵船の成るをまつて、江戸近海の漁獵免状を得たことになる。免状の文言は

此網引江戸近辺之於_二海川_一網懸_レケ候事不可_レ有_レ相違。但_シ浅草川稻毛御法度之場にては不可_レ引者也。
慶長十八年八月十日
米 勘兵 印

嶋 兵 四 印
青 函 書 印
土 大 炊 印
安 对 馬 印

というものであった。

この「網引御免証文」に奥印を加えた人達は

- 米津勘兵衛田政 江戸町奉行 (慶長 9 ~ 寛永 1・11)
- 嶋田兵四郎利正 江戸町奉行 (慶長 9 ~ 寛永 8)
- 青山函書助成重 老中 (慶長 13・12 ~ 慶長 18・8)
- 土井大炊助利勝 老中 (慶長 18 ~ 寛永 15・11)
- 安藤対馬守信重 老中 (慶長 16 ~ 元和 7・9)

であつて、佃島獵師の喜びたるや察するに余りがある。佃島では、この証文を「墨塗蒔絵文箱」に入、はい紅紐付、紫袷服紗ニ包んで大切にこれを保管することにした。しかし、佃島に置いては危険が伴うところから、写を作つて桐箱に納め、住吉神社に保管を依託し、本証文は、佃島の漁獵仕入問屋たる本小田原町の佃屋九左衛門方に預けておいた。しかるに、いつの間にか九左衛門はこれを撰津の森孫右衛門方へ送り届けてしまつていた。

寛延四年(一七五二)に、堀江町と佃島との間に、六人引網のことで出入が生じた時に、評定所から、証文本紙を持参せよと命ぜられて、廿五日間の日延を願つて大坂から取戻したことがあつた。それ以来、大切な証文を遠方におくのは心許ないといふので、佃島で所持することに決着を見た。⁽⁸⁾……この免許証文がいつ失われたのか、

私はまだこれを詳らかにすることができない。

ともあれ、この証文あるがために佃島の漁師達は、江戸近海において、特権を笠に自由な行動を採ることが可能になったのである。

寛永末年、町人の武家屋敷内居住が停禁されるにおよび、彼等は石川島南の寄洲に、方百間―宝暦の沽券図では東西九十五間、南北九拾間、坪数四千八拾坪―の島を築造し、正保二年（一六四五）故郷摂津国の住吉神社の分霊を奉祀し、島の名を佃島と命名した。島の四周は石垣を積み、北に八間半の船入堀を穿ち、東北隅には船入地を残し、上町、下町の間にもまた船入堀が掘られてあった。

2 御用の種類 将軍家出入の御用漁師となった佃島漁師の請負っていた仕事には、①「御膳御菜白魚」といって、毎年十一月の節季から翌年三月中旬まで毎朝納入する御用、②「御次白魚御用」といって、入用の下命あり次第勤める白魚御用、③「御膳御肴」として、三月下旬から十月末まで、八カ月間、毎月交ぜ魚にして魚数三百匹を六度に分けて上納する御用、④「御鳥餌御用」として、毎朝川小海老五合、うなぎ九本ずつ活魚のまま上納する御用、⑤「御成先御用」として、将軍の遊覧先で、各種の網を引いてお慰に供し、獲物を上納する御用、などがあつた。このうち御鳥餌御用は宝暦二年から新に差加えられた御用である。⁽⁹⁾

淡鹹両水の入り交る隅田河口の浅海は、蛤・比目魚・セイゴ・フッコ・キス・ホウボウ・ボラ・芝蝦魚などの豊富な漁場で、深川の漁師達は蛤上納の御用を請負っていたが、佃島の漁師達が専業としたのはいうまでもなく白魚漁であつた。

白魚は一二月頃から産卵のため川を遡る。翌春三月頃までが漁期で、星瞬く寒々とした海上に、幾十艘となく漕ぎ出た白魚舟が、かがり火を焚いて操業する様は、一幅の絵のような眺めであつた。

漁師町佃島所有の漁船数は、三〇一艘というのが先規による定めで、名主忠兵衛が舟主の格で、川船役所から鑑札を請けていた。⁽¹⁰⁾

人足寄場の処罰規定の中に、島拔を計った者は死罪という厳しい条項がなかったとしたら、隣地佃島の漁船は、脱出用としてすこぶる魅力のある存在だったであろう。

- (1) 『京橋区史』上巻、一八頁。
- (2) 『東京市史稿、市街篇』巻二、五〇九頁。
- (3) 『同、市街篇』三一、三七四頁、なお後節、水難の条を参照されたい。
- (4) 『燕石十種』第二、四八頁。
- (5) 東京の歴史研究会、機関誌『東京の歴史』第七号所収、『史料校刊佃島年代記三』
- (6) 文化四年、「佃村大和田村漁師御由緒手続」
- (7) 『京橋区史』上、七一六頁。
- (8) 『東京市史稿、産業篇』第一七、八二二頁。
- (9) 『佃島年代記』宝暦二年四月の条、『東京の歴史』第7号、四八頁。
- (10) 『佃島年代記』享保五年七月二十九日の条、および、天明六年六月廿六日の条（『東京の歴史』第6号、第8号）。

二 人足寄場起立以後

一 人足寄場起立

1 中洲の撤去 天明年間に全国を襲った大凶作の後、疲弊した地方農村の子弟の江戸に流入する者がようやくその数を加えた。これらの徒輩はみな垢面蔽衣、醜穢目もあてられぬ風体で府内を徘徊し、社会不安の種を醸

しつつかあった。別に罪科があるというのではないが、この儘に捨置いては、いつ悪事に走るやもはかられず、第一府下の体面を穢すことも甚だしい。当時火附盗賊改加役の職にあった先手組の長谷川平蔵は、これら浮浪の徒の一掃を計るべく一策を案じ、浮浪者の收容所兼職業輔導所として「無宿人養育所」設置の具体案を上申し、これが執政松平定信の嘉納する所となり、平蔵はその実施を命ぜられた。

寄場建設地が決定されるまでには、多少の曲節があったようである。平蔵は、四面水路で囲まれた深川鶴歩町に近い、松平大膳大夫（島津家）の上屋敷を適地として推薦したが、結局、数年前からその撤去が取沙汰されていた、大川中洲の深い土をもって、石川島と佃島との中間に存する葭沼地を埋立て、ここを用地とすることに決定をみた。早急に人足を收容する小屋を建設するためには、川浚いによって得た水分の多い泥土をもってするよりも、乾燥した土砂をもってする方が得策だったからにちがいない。

「中洲」は、箱崎の北、浜町河岸に出来た奇洲、いわゆる三股の地で、昔から月の名所として知られている。明和八年、御伝馬役馬込勘解由が、伝馬町助成地替りに、埋立地造成を願ひ、安永元年、ここに三股富永町という町を造成した。地積は九、六七七坪。一万坪に近い。

名にし負う月の名所の事として、いくばくもなくして、新地の河岸には茶屋が軒を並べて、安永六年の夏には、早くも九三軒もの茶屋が建ち、その上船宿十四、料理茶屋八を数え、絃歌さざめく新繁昌地となった。やがて隠し売女も出没するようになり、これが幕府当局の忌避する所となつて、撤去されることになつたのである。

三股富永町の築出地ができて水吐けが悪くなったという風評は、早くから立っていたとみえて、天明七年に、すでに三股富永町取払いの可否を勘弁すべしという内密の命令が出されていたが、五カ年間様子を見た上で、いよいよ水行の障りになることがはっきりしたら、その時思い切つて掘揚げ、元のように川内にしてしまおうという下相談が成り立って、取払いは時間の問題になつていたのである。⁽¹⁾

ところが、寛政元年の暮近い十月十七日、幕府は、勘定奉行久世広民（丹波守）、目付坂部広高（十郎左衛門）に隅田川浚いを命じ、二十五日には、備後国福山の城主阿部正倫（伊勢守）、羽前国山形の城主秋元永朝（但馬守）、筑後国柳河の城主立花鑑通（左近将監）に助役を下命して、大掛りな隅田川筋の川浚いの工事を起こした。このたびの川浚いは、上流は隅田村、寺島村地先の付洲から始つて、橋場から山の宿辺、御船蔵前、富永町の築出などを総浚いした上で、大川落口の濤を浚い、水分杭を打つという大工事で、川普請の予定日数は百五十日。酉十一月六日工を起し、翌年四月二十四日に終功した。⁽²⁾

中洲の築出地富永町は、この川浚いと一緒に取払ってしまったのである。

中洲取払いの表向き理由は、『守国公御遺事』に、
永代大川二橋ノ間ニ、中洲ト云フ出崎アリ。安永ノ比落成シテ、酒樓茶店等立並ビ、遊興ノ地トナリシガ、此出崎洪水ノ患ヲナシ、且風俗ヲ乱スヘ、之ヲ取毀チ、其土ヲ以テ佃島石川島ノ間及本庄深川ノ地卑クシテ出水ノトキ避クベキ方ナク溺死等モ少カラザレバ、堤ヲ築キ高キ台ヲ三所ニ作ラセラレ、水患ヲ免カル、ヲ得セシメ、後迄水除ト称ス。

と明記してある。

しかして、この中洲撤去の様子は、斎藤彦磨の「麗遊」に曲を尽して記している。

斯て家作残りなく取払れければ旧地往還の境へ竹矢来結渡し、此地の土功は、秋元侯司り給ひ、守禦の備嚴重にして、公庁の官人高貴より下部まで数百人出張あり、都下の町々へ触て、凡下卑賤の老少までへ賃金を

取しめ、猶その届まじき事を恐れ、日々数万の銭を積置、官吏手づから銘々に渡し給れば、悉く大君の仁風に浴し、官吏の恵沢に潤ひ、日に集る処数万をもって算べし。堀穿所の土は、近きは肩にて運び、遠は数千の船をもて利すべき処へ取捨させ、又深川霊運院てふ精舎の境内へ、水塚を築かせ給ふにより、人夫の働自在なさしめんと、中洲の中央より霊運院の門前へ長橋を渡すべしと、下司なる岡田何某に命じ給へば云々。⁽³⁾数千の大工職人を動員し、昼夜兼行で工をはげみ、何日を出でずして、一つの虹梁が出来上ったと書いてある。誇張はあるにしても、尠くとも数十艘の船をもって、土を運搬したものと見るのが至当である。

中洲取払いの揚土をもって人足寄場築立の用に供したことは、『武江年表』には触れていないが、高柴三雄の『花散る里』にも、「此土を以て深川石場の築立出来、又佃島の端を埋て人足寄場となる。」と記し、『曳尾庵隨筆』にも同様の記述がある。

臆測にわたるけれども、奥川船積問屋の御用経歴書上書の一節に「長谷川平蔵様御用相勤候」と記すのは、この隅田川総川浚いに際し、長谷川平蔵の指揮する、中洲の揚土運搬船を用立、協力したことを指しているもののごとくである。

隅田川を狭しと行き交う土運搬船を見守る町人達の胸中を去来する複雑な感情のくすぶりは

屋根舟も屋形も今は御用船

ちゝつんは止み土つんでゆく

という一首の狂歌に詠み尽されているように思われる。

2 佃島漁師の協力 寛政二年二月十四日、長谷川平蔵は、老中の差図で埋立最中の葭沼地を見分し、絵図面を認め、十五日登城してその絵図面を呈出して帰った。十九日には寄場の用地は「加役方人足寄場」と称すべき

旨の正式の通達があり、二月二十二、二十三の両日にわたり、沼地地所の請渡しが行なわれた。検分に立合ったのは、人足寄場側では、御先手長谷川平蔵組与力、羽仁喜十郎・佐藤左兵衛・鶴田左源治の三名、石川大隅守（御小性組番頭）側は本間助左衛門・岩崎左太夫の兩名、佃島側は名主幸右衛門が出て、絵図面、定杭通りの検分を了し、それぞれ、御普請方下奉行村山栄蔵、同改役下役角田武衛門に宛て、後日のための証書を提出した。⁽⁵⁾

佃島の北側には、島に添って幅八間半の舟入堀が取廻してある。人足寄場は佃島とその八間半の距離をおいて築造されるのである。

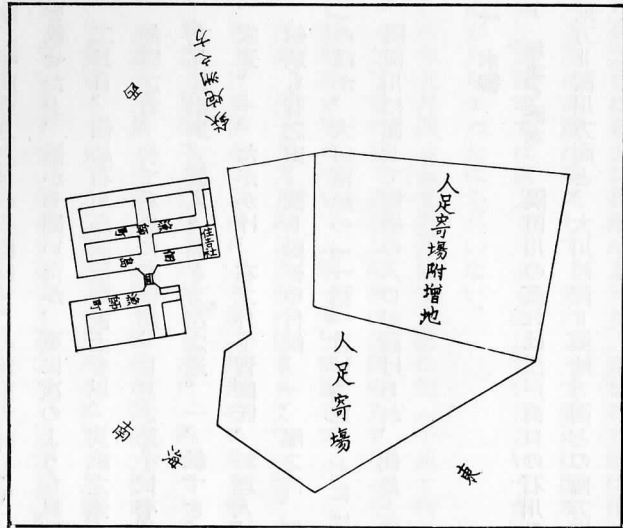
工事が始まると、寄場と佃島との間には当然種々の交渉が持たれるようになった。工事現場には日々組の者が出向いて指図をしているが、まだ小屋を建築する場所がないので、佃島内の明家を相対で貸りて弁当所に当て、万一風烈しく通船差障りの折の宿泊所に当てることにした。

奉行長谷川平蔵は、隣人になる佃島の人達の感情を害せぬようよほど気を遣ったらしい。『寄場起立』に、寄場の収容者中に茅屋根大工左官渡世の者がいるので、もし佃島で希望者がある時は、逃亡しないよう手当をして差遣したいという伺や、収容者の盲人中に、式人の按摩渡世の者がいる。佃島には同渡世の者はいないから、佃島で世話をし、渡世できるようにさせたいという伺などが見えるのは、そうした、配慮から出た措置のように思われる。

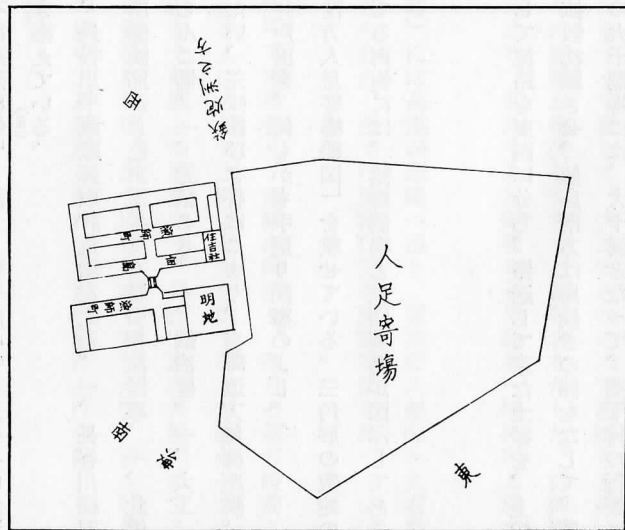
工事は進捗し、三月五日に地鎮祭が執り行なわれた。祝詞を奏したのは、住吉神社の司官平岡日向守である。

三月十二日には人足寄場の船着場が本湊町に決って、町奉行池田筑後守から図面を添えて通達があった。

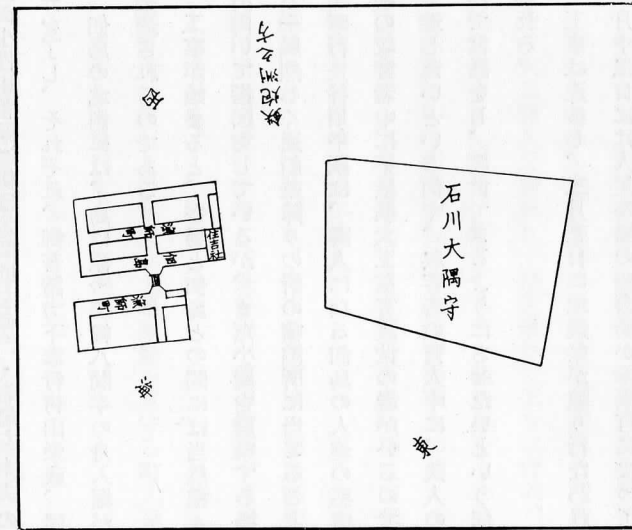
先にも記した寄場と佃島間の境堀は、惣坪六四〇坪余ほどあったが、奉行は佃島からも人夫の参加を求め、佃島から毎日二十人ずつの漁師が土工に参加したのであった。



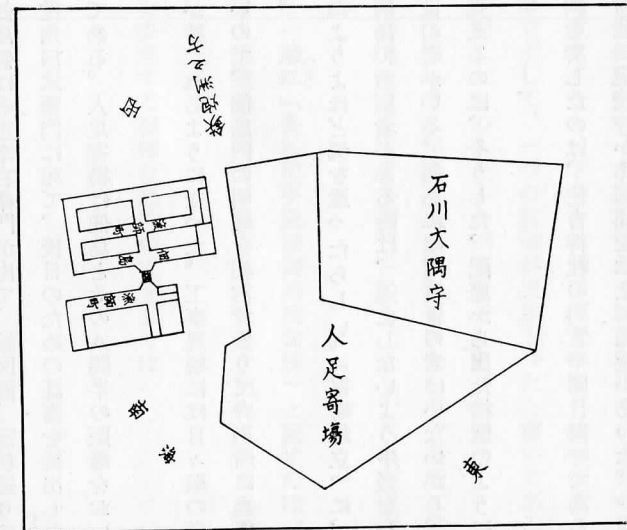
人足寄場変遷図 ④文化五年之形 (御府内沿革図書)



人足寄場変遷図 ③寛政四年之形



人足寄場変遷図 ①延宝以前之形



人足寄場変遷図 ②寛政二年之形

江戸市中、寄ると触れると、人足寄場の話が出ていたのであろう。幕府のお抱医師か、お坊主衆だったかと思われる喜田有順の随筆『親子草』、杉田玄白の日録などに、正確な情報を伝えた記録が残っている。玄白の日録寛政二年戊五月六日の条には、この施策を評して、「誠難有御慈悲に候」と記し、松平越中守布達の「申渡」の写を載せた上、誰から聞いたか、更に次のような風聞を書き添えている。⁶⁾

二月日、佃島石川島間葭野浚土を以、別紙之通土^(運カ)入、長谷川平蔵殿御取計荒増左之通。一、長谷川様召捕無宿之者、初て右島に参候節、目見之節手拭沓筋、場所働候節かき色水玉半てん股引相渡候事、一、此節島之瓦葺出来、彼人々働き方左之通。一、紙すき。一、ちんこ切。一、元結こぎ。一、鍛冶屋。一、大工。一、家葺。一、たがかけ。右之外手習師匠、料理人、唄うたい、三味線ひき杯はこまり、当時遣方無御座候。尤船頭も有之由。渡し船被申付候。一、嶋之内、堀ぬき井戸出来、何もかも手廻り候事のよし。

このほか、大田南畝の『一話一言』卷三十七には、「加役方人足寄場絵図」を載せている。三角形の敷地の西方、隅田川に面して寄場の入口が設けられ、佃島と堀を隔てる南側には、蛤粉^(マ)制場と炭団^(マ)制場が図示してある。

二 水害

1 相次ぐ洪水 隅田川の流れば江戸湾口の石川島に会して流路を東西に分ち、搬送して来た土砂を、上総澤の東方に深川方面と、大川西澤に築地方面との南方海域に拡散沈澱させ、佃島南方は島続きの洲をなして、芝新銭座の海域におよび、深川洲崎の干潟とともに、陽春三月の大干潮時には、大干潟となって、潮干狩の行楽に賑いを見せる。

この反面、土砂の堆積著しいこの浅海の江戸湾は、夏から秋にかけての颱風シーズンに、しばしば沿岸低地に高潮の跳梁を許し、大惨害をもたらすのだった。

人足寄場の竣工した年、寛政二年八月二十日にも江戸は大風雨に見舞われ、深川の諸所に出水を見たが、翌三年八月六日にもまた高潮が上った。六日の大雨は夜に入りますます激しく、大風吹きつって海鳴りを伴い、江戸近海に高潮が襲来して、例によって深川は出水、洲崎では民家が流失して多くの溺死者をだした。浜御殿脇の井上因碩宅では床上沓尺余も水が付いたというから(『親子草』⁽⁷⁾)、佃島も人足寄場も石川島も一様に床上浸水をまぬがれなかったにちがいない。

この年九月四日もまた大嵐で、巳の刻(午前十時~十一時)には高潮が洲崎へ漲り、深川の入船町・久右衛門町一・二丁目にて建て連ねた町家は住居の人もろとも一時にさらわれ、多くの死者行方不明者をだした。

この時の水害について『親子草』に記して

然処、翌子年九月四日洪波打候事有^レ之、前日より南風にて風雨強く、雨頻に降募り、四日の朝五時前より汐上げ掛候処、以前にこり候に付用心いたし候処に、一さんに汐打ち上げ、波を打候て押上げ候付、大に周章候。因碩などは床上四尺余も水付、隣家やしきに竹内半十郎殿と申屋敷あり、是杯は表は長屋門にて一棟押潰し申候。土蔵などは腰三四尺が間は、柱迄もあらひ候様に相成、床上は四尺余も水付申候。汐上げ掛汐引候迄も、わずか二時不足の内の事にて、其節芝高輪の繩手之石垣所々崩れ、元船沓艘押上げ申候。といっている有様。佃島の被害も甚大で、『佃島年代記』⁽⁸⁾には、

一、九月四日(寛政三年)大風雨。佃嶋人家七十軒程流失、又ハ破損、右ノ通ニ付、左ノ如く救として被贈之、

一、白米四斗入八俵 長谷川平蔵殿より

一、金十五両 築地本願寺より

外ニ、五百疋森幸右衛門へ被贈之。

と記しており、この折、佃島では池田筑後守へ願ひ出て五百兩という大金の拝借を許され、且、先の拝借金の残金百廿三兩余は返納に及ばずという恩恵に浴した。

人足寄場も大被害を受けたと思われるにも拘わらず奉行長谷川平蔵は、佃島へ白米四斗八俵を水見舞いとして贈っている。人足寄場に対する隣人の感情を少しでも柔らげるためにとられた、平蔵の行届いた配慮であったと我等には受取られる。

2 石川氏上地 石川島に屋敷を持つ石川家では、この度重なる津波騒ぎに耐えきれず、寛政四年二月二十三日幕府に屋敷替を願ひ出て、許しを得て同年四月二十六日には永田馬場なる大久保玄蕃の上げ屋敷へ転居した。転宅の理由が水害にあったことは、『寛政呈譜』に、明白に記してある。

同年^{○寛政二年}八月廿日大風雨ニテ屋敷内汐押入、床上一尺程附申候。寛政三亥年八月六日大風雨ニテ屋敷内押入、床上三尺程。同年^{○寛政三年}九月四日大風ニテ屋敷内汐押入、床上三尺餘附申候て右之通相統高汐押入、屋敷替之儀奉^レ願候。寛政四壬子年二月廿二日願之通居屋敷共可^ニ差上^ニ、為^ニ代地^ニ永田馬場大久保玄蕃^{○忠}屋敷家作共被^ニ下置^ニ旨被^ニ仰付^ニ、四月廿六日引移[○]。

石川家の上地年月は、『御府内沿革図書』に、「寛政三亥年二月」と記すけれども、『寛政録』には、石川大隅守に対する屋敷替申渡の日を寛政四年二月廿三日としていて、呈譜の記す所と一致している。

石川氏が父祖代々の地を去る決意をした一面には、或いは隣地に好ましからぬ人足寄場が取立られたことに對する不満があつたかも知れぬ。内心の理由はどうであれ、石川氏は度重なる水害を理由にして島を去つた。

石川氏の上げ屋敷は、五月には人足寄場へ囲込まれ、人足寄場附属地に編入された。

三 火難

佃島は江戸の市街地とは、大川西濤をもつて数丁を隔てた河中にある。それにもかかわらず、北風吹きすさぶ日の江戸大火の際には、ほとんど必ず、飛火して島を焼いた。

過去においても、明暦三年一月十九日、元禄十一年十二月十日、同十五年三月二日、天明七年二月十二日の大火に類焼している。

『武江年表』は、人足寄場起立以後、慶応末年までの短期間に

文政十二年（一八二九）三月二十一日

天保五年（一八三四）二月七日

天保九年（一八三八）十一月九日

弘化三年（一八四九）一月十五日

安政五年（一八五八）二月十日

慶応二年（一八六六）十一月九日

の六度の佃島類焼を記録する。

佃島がかくも頻繁に火を呼んだには理由があつた。草葺屋根の先例を踏襲していたからである。延宝八年（一六八〇）の大暴風雨の折、佃島の漁師の家が洪水に押流され、草葺屋根に這い上つて危い命を助かったことがあつて、屋根は草葺にかぎるといふ觀念が強く漁師達の脳裏にしみついていたのである。

黒煙空を覆い、紅蓮の焰舌を吐いて、霊岸島、湊町あたりに迫り、物のはざる音男女叫喚の声が一つになって

虚空に聞えて来るようになれば、寄場の人足共は、作業を捨てて役人衆に迫り、口々に解き放ちを哀願したのであろう。対岸に火勢迫る前に、何百人もの人足達を、舟に乗せて逃がしてやるとなれば、江戸大火の際の人足寄場の混乱ぶりも一通りならぬものがあつたであろうと、およそは想像することができる。

1 寄場起立以後、最初に寄場を焼いたのは、文政十二年三月二十一日の大火であつた。日頃うち続いた快晴に、この日も朝は麗らかだったのに、巳の刻頃西北の風激しく吹き出て、砂塵天を覆い、人々火災を案ずる折柄、外神田佐久間町から出火したと、言いのしる内に、火は忽ち柳原の堤を越え、強風に乗じて次々飛火し、本石町・大伝馬町・堀江町・小網町へと焼け広がり、八丁堀方面に拡がると見る間に、小網町から飛火して、遠く離れた佃島漁師の家に移り、石川島の寄場の小屋も悉く焼失した。折しも小潮のこととて、佃島の沖合に碇泊していた大船にも火移り、焼けた船数は二十七艘にもおよんだ。

この大火災の際の寄場人足の解き放ちについて、『春の紅葉』（川崎重恭著）に記す所がある。

石川島佃島のには、寄場人足といふ者あり軽罪の者を放ち賜ふ所なり、世に水玉人足と云ふもの是なり、奉行高柳平次郎、人どもに命じて、火既に移りたれば、者共はいづ方へもたち退て有るべし、鎮まらん後帰り来れといひしかば、三百人に近き人ども、おの／＼逃出すれど、かたのごとくの大火なれば、通るべき方もなきに、一人さかしき者はかりて、新吉原町にいたりつ。遊屋共を乱妨して、四五日斗は養はれて有しかど、かくては果べき事ならねば、養ひ難きよ(10)し、遊びや共いふによりて、再び寄場に来りしかば、高柳氏小屋を作りて扶助すといへり。

2 ついで天保五年二月七日。北風烈しく吹く日であつた。昼八時、神田佐久間町二丁目琴師の家から出火し、即時に神田川を越えて焼け広がり、伝馬町牢屋敷、堺町、葺屋町、小網町辺、日本橋以南は通町筋東側、八丁堀、霊岸島、鉄炮洲、築地門跡におよび、木挽町の芝居も佃島も悉く焼亡した。

3 天保九年にもまた佃島は類焼した。住吉神社所蔵の『天保九戌十一月九日類焼覚』に、
天保九年戌十一月九日朝六ツ時前ニ八丁堀ニ水谷町辺より出火ニ而当嶋江(飛)火致シ、嶋中不残出火致シ候。
御社仮殿神楽所末社いなり土蔵之義は相のこり、右土蔵え少々神前道具相つめ、住居は相のこり候得共、先出火同様ニ御座候。(○下略)
と書かれている。

4 弘化三年正月十五日の大火は、夕八ツ時頃、小石川片町の北武家地から起こつた。折からの烈風に煽られて、忽ち下町に燃え広がり、翌十六日の夜にいたって止んだ。佃島は全焼に近く、町年寄を通じて町奉行所へ八百両の拝借金の願書を提出した。その願書に

……当正月十五日日本郷丸山辺より出火、北風烈く、掛り居候廻船に火移り、銘々家財川端に持出居候得共、火勢強く防兼、其場に難し居捨置逃去候に付、猟具猟舟等類焼致し漸く身命助り候而已にて、御成先御用御獵其品々焼失亡……

とあって、火勢猛烈を極めたことが判る。『武江年表』に、「佃島類焼に付、寄場流人ども三日の間放さるゝ故、諸商人の店に来てねだりがましき事共あり。是を恐れて家業をやすみ居るもの多し。」とあるから、寄場の人足達は解放されて、町々の煩いの種となつたらしい。

白柳秀湖翁の『親分子分日本史・俠客編』に、
「このとき（新門）辰五郎は佃島監獄(監獄)にあって、消防に従事し、火を消しとめた功によつて赦免となつた。辰五郎の俠名はます／＼市中に喧伝せられた。」と書かれており、この折、小金井小次郎も人足寄場に入れられていて、辰五郎と協力して、類焼防止に努めて赦免となつた。辰五郎と小次郎とは意気相投じてこれよりして固い

交りを結ぶようになったと、講談めいた話も伝えられている。

5 ついで人足寄場を騒がせたのは、安政二年十月二日に起こった大地震であった。元祿以来の大地震といわれ、火災は随所に発して江戸市中の騒動は言語に絶した。小伝馬町の牢屋敷では近火がなかったので門を鎖して囚人を解き放さなかったが、浅草の溜は地震と火災が一時に発して死者を多く出し、逃げ出た者達は巷に横行して、さらでだに災禍にとまどう市民を悩ませた。佃島では大破潰れ家が多く、寄場の人足どもは、災を幸いとして解放を乞うたけれども、奉行は彼等の濫行を恐れて、固く鎖して許さなかつた。⁽¹¹⁾

6 安政五年の江戸大火は、二月十日。朝から北風烈しく、日暮れより少しく鎮まり一息する折から、戌刻に安針町・長浜町二丁目の境魚店の納屋から出火して、一時に焼広がり、日本橋南から八丁堀辺を例のとおり焼き尽して、霊岸島、東湊町にいたり、佃島へ飛んで住吉神社も焼亡。鉄砲洲方面は、船松町、十軒町に焼け込み、翌十一日巳の半刻に鎮火した。類焼町数八五町、延長十八丁余。幅平均十四丁程を焼く。⁽¹²⁾この日はちょうど初午稲荷の祭日に当たっていたので、初午を二の午に延した所が多かつた。

7 慶応二年の大火。十一月九日夜子半刻、元乗物町の裏家に独住の日備新兵衛という者が火を過ち、神田地区から日本橋北部へ焼込み、日本橋南は南伝馬町東一円、本八丁堀、本湊町、船松町一帯を焼き、延長二十一丁余。幅平均して七町余が類焼した。この大火災に、佃島・石川島・鉄砲洲砲台も類焼した。⁽¹³⁾倉庫の焼落ちたものを知らず、災後諸材木、大工手間取の賃銀が騰貴したことが記されてある。

四 石川島地区の変貌

1 水戸藩の旭日丸建造 嘉永六年（一八五三）通商条約の締結を求めて来航したペリー艦隊の出現は、わが国

朝野に非常な衝撃を与え、幕府は九月十五日には大艦建造の禁を解き、江川太郎左衛門の献策を容れて、品川沖に台場の築造を命ずるなど、江戸近海は俄に騒然たる気がたちこめるにいたつた。

この年十月晦日、水戸藩主徳川斉昭は、藩士鱧半兵衛重時の作製した軍艦の雛形を幕府に献じた。⁽¹⁴⁾軍艦建造の急務なることを進言したのである。年を越えて安政元年正月四日、幕府の命を承けた水戸藩では、広濶なる地面を擁する石川島において三本マストの帆船の建造を開始した。

正月十四日には、幕府は江戸内海警備のため、諸侯の警備部署を定め、姫路藩主酒井忠頭に鉄砲洲・佃島の守備を命じた。二十七日には、姫路藩一番手の隊員が、鉄砲洲・佃島の警備地に派遣されて、警備態勢を布いている。

人足寄場の人足共にも、隣接地の慌しい動きがひしひしと感ぜられたにちがいない。

石川島における造船作業は、先に幕府に進献した模型雛形の二十倍の新船を製造するにあつた。当時、諸藩においても洋式帆船製造の知識を有する者はなく、作業開始と同時に、木材の収集から始めて、銅鉄・鍛冶・網具・その他の工業が一時に起こつたばかりでなく、「ねじ釘」の如きは、これを製造する機械がなく、一本一本やすりでこすつて製作する有様であつたし、厚板硝子のごときは大至急で和蘭に注文を発するという始末であつた。⁽¹⁵⁾

あまりに費用が嵩むので、幕閣の間には建造中止の意見さえ出たほどであつたが、老侯はしばしば石川島に赴いて造船を督し、安政二年二月十六日には、新造船の船霊祭を行つるまでにごぎつけ、後これを横浜に廻航して艤装を施したのであつた。

たまたま、安政二年、露船ダイヤナが伊豆において沈没し、露人は幕府に請うて新造船の許可を得、伊豆君沢

郡戸田村においてその建造に着手した。斉昭はこれを聞くと、幕府の許可を得て藩士船匠等を戸田村に遣し、露人の指揮下に二檣スクーナ型帆船の建造に従事せしめたので、人々は初めて正則に西洋型帆船の構造を会得するをえたのであった。

安政三年秋八月二十五日江戸にはまた暴風が襲来した。夜五ツ時戌の刻(午後八時頃)から南東風が次第に強まり、戌の下刻(午後九時頃)には激しい暴風となり、津波を起して江戸湾を襲ったのである。

築地本願寺は全潰し、芝金杉通、浜御殿築地寒さ橋辺の家々は、風雨に吹倒され、浪に引かれて大破におよび、佃島は西町一丁目のごとく破損し、永代橋の中程には、押流された五、六百石積の大船が激突して一部打落し、橋は往来止めとなった。

水戸家で製造したばかりの帆船「旭日丸」は、金杉浦に吹き揚げられて泥中に突入し、運転不能におちいった。

2 石川島造船所 安政四年になって、幕府は石川島の造船施設を用いて、露艦と同型の、世にいう君沢型の製造を開始し、五月四日、北町奉行所では町火消式番組の内、す組世話番、上柳原町名主善三郎に宛造船所への駆付人足の命を伝えた。

此度君沢形御船御造御用ニ付、人足寄場御地内海岸東之方え御小屋御取建有^レ之、右御地所内并最寄出火之節、組合人足共^(駐)缺付被^(仰)付

幕府の発注したのは露艦と同型の帆船六隻で、大なるものは二百石、小なるものは百五十石。でき上がった帆船は設計構造共に欠点なく、永く練習船として実用に供された。この折建造された君沢型帆船は、わが邦において正式に建造された洋式帆船の嚆矢をなすのである。

石川島における洋式船舶の製造をおえた幕府当局者は、造船所を拡張し、製艦自給の政策を建て、機関部主任

肥田浜五郎をオランダに派遣して、造船用器具機械を購入せしめたけれども、他方に横須賀海軍工場建設の企画があり、石川島造船所拡張案は廃案されて明治時代に入った。⁽¹⁷⁾

明治三年閏十月二十二日、新政府は築地一丁目旧尾張、安芸、一橋、金沢、桑名、増山邸など七万七千四百坪の地を接収して海軍所を創設し、十一月四日には築地海軍操練所をもって海軍兵学寮とした。

明治四年七月二十八日、兵部省の官制を改めて海軍部、陸軍部に分ち、海軍部に、秘史、軍務、造船、水路、会計の五局をおき、造船局の管下に石川島造船局製造所を配属した。

ついで造船局の名称を改めて主船寮とし、欧米視察から帰国した肥田浜五郎を挙げて主船頭に任じた。

五年二月、海軍省が設置されるにおよんで、石川島は規模狭小で艦船製造に適せぬとし、同年十月、艦船に関する工事は横須賀造船所に移され、九年にいたって、石川島造船所は築地兵器局、諸機械、建造物は悉く築地に移され、石川島における官営造船事業はここに終止符を打った。⁽¹⁸⁾

ここにおいて、当時造船業に着目していた平野富二は、石川島の地の船舶製造に適するを見て、熱心に運動しついに官許を得、東京石川島平野造船所を興し、明治九年十月営業を開始した。『青淵先生六十年史』に、
株式会社東京石川島造船所へ、東京市京橋区佃島五十四番地、即宮内省御料局佃島御料地ニ在リ、面積八千六百坪壹合七勺外ニ長百七拾呎、幅上部六拾呎ノ船渠一個ヲ有ス。

と記されている。この平野富二の造船所が、後に石川島播磨造船所に発展することは記すまでもないことである。

(1) 『東京市史稿、港湾篇』巻三、一五六頁～一六七頁。
(2) 『同上』。

- (3) 『同』 港灣篇』 卷二、一六三頁。
- (4) 大日本近世史料、『諸問屋再興調』五、二九六頁。
- (5) 『東京市史稿、市街篇』 卷三〇、七〇七、七〇八頁。
- (6) 『杉田玄白全集』 第一卷、一四八一—一五〇頁。
- (7) 『親子草』、無宿島之事の条、『新燕石十種』 第一、三六一—三七頁。
- (8) 『佃島年代記』 寛政三年条、『東京の歴史』 第8号六二頁。
- (9) 『東京市史稿、市街篇』 卷二、二七四頁。
- (10) 『江戸叢書』 卷の八所引、三六頁。
- (11) 花兄処士「安政江戸地震記録」『風俗画報』 三六号。
- (12) (13) 『日本社会事彙』 上卷、一、三三九頁、クワジ(火事)の条所引、『続武江年表』。
- (14) 『維新史料綱要』 一、四八四頁。以下水藩の記事は同書に拠った。
- (15) 栗本鋤雲著『砲臺遺稿』。
- (16) 『東京市史稿、市街篇』 卷四五、九六頁。
- (17) 『同』、港灣篇』 卷三、九七頁。
- (18) 『明治工業史』 火兵篇。二七八—二八一頁。三九〇頁。

結語 佃島と人足寄場

1 佃島の年中行事 芝浜の海上を渡って響いて来る芝増上寺の除夜の鐘の音を聞いて、まじろむと元日である。見遙かす模糊たる房総の山脈の上に、刻一刻、天空を赤らめながら昇ってくる初日の出を拝む気分は、爽快きわまりない。四時起きをして、佃島の初日の出を拝もうと、わざわざ島へ渡ってくる人もある。文化二年正月一日には、珍しくも、小林一茶が六四才の老軀を提げて、俳諧仲間の心可と連立ち、深川相生町の仮住居から佃島へ、初日の出を拝みにきて、二句の口吟を得た。⁽¹⁾

年立や日の出を前の舟の松

欠鍋も旭さす也是も春

九時頃になると、住吉神社の神楽殿から、大太鼓・小太鼓・鉦・笛を交えた、賑やかな佃離子が聞えてきて、大人も子供もくつろいだ正月気分になる。

元日か二日には、きまって、人足寄場の元締が、供を連れて、羽織袴姿で住吉神社に詣で、御初穂料にがしかを納めて帰ってゆく。

佃島には佃離子と共に、佃獅子舞があった。これは明治になってから始まったものかも知れぬが、杉原残華氏の『東京の下町』に、「お正月、先ず住吉神社で舞ってから、佃島漁業組合を振り出しに、正月の景物詩として、川を越えて築地・木挽町・鉄砲洲あたりまでを舞い歩き、一廻りしてくると、二月の声を聞く頃になるという事だ。」と書いてある。

正月中旬、近年では一月十七日に、「オミキナガシ」(白魚祭)が行われる。艦に二本、舳に一本、又は艦舳ともに二本ずつの斎竹を立て、注連縄を張り、五色の吹き流しを立てた祭舟に、斎主を初め島のおも立った漁師達(2)が乗り組み、お神酒を少量ずつ海に流しながら、所定の祭場におもむき、神官が修祓を行い、祝詞を奏し、終つて幣帛を海中に奉り、神饌を海に投ずる。神饌中に鯉二尾を加えるのが、住吉神社の古例であった。

正月廿六日には、名主忠兵衛が組頭二名を伴い、安藤対馬守邸へ年頭御礼言上におもむくのも古来からの慣例であった。

二月に入ると、節分に追儺の神事がある。『新撰東京名所図会』に、行事の次第を詳記して「亥の刻(午後八時)から庭燎を焼き、玉鈴を鳴らし、祭文を朗読し、和歌を詠じ、鳴絃式を行い、矢声を発し、葦矢を放ち、鬼

打豆を神殿内に抛つ」といい、群集はこの豆を拾って疫病流行などの時これを服したといっている。

二月六日は初午祭。人足寄場の事務所脇にある稲荷社も初午祭を行うので、住吉神社の神官が、斎服に身を改めて、隣りの寄場へ祝詞を奏しに出かけてゆく。

寄場の貝灰置場傍の弁天社の祭祀にも、住吉神社から神主が出向いて、年々祭祀を執行した。そのほか、寄場からは、正月・五月・九月の三節季に白米一俵宛の寄進があり、これは「永代島御役所」へ出向いて受取ることになっていた(『佃島旧記』)。こう見て来ると、寄場は住吉神社の氏子の格にあったといってもいいようである。

三月には三日の潮干狩で佃沖や深川洲崎は大変な人出で賑わう。三月十七日の江戸の漁師の守護神でもある浅草三社権現の祭祀には、浅草御門まで渡御してきた神輿を佃島から出向いた小舟に移し、駒形まで力漕供奉する神事があった。白襦袢白鉢巻で、神輿に乗せた舟を漕ぐ、佃島漁師の勇壮な力漕ぶりは、この祭の圧巻だった。

四月には、佃島住吉境内の藤見に、わざわざちよつとした渡海を楽しむ人も多く、六月晦日の住吉神社の祭祀のどよめきは、堀一つ隔てるばかりの寄場に、手に取るように聞えたことであらう。

ことに、七月十三日夜から、十七日にかけて行われる盆踊は、鉦と太鼓を交えた、わびしい念仏踊であるだけに、哀調を帯びた唄声のリズムは、寄場人足に、故郷恋しの思いを催させずにはおかなかったであらう。

平穏な漁師町佃島の年中行事が、寄場人足の教化に、そこばくの効果をもたらしたであらうことを、私は信じ、疑われない。

2 住民感情

初代寄場奉行長谷川平蔵が、佃島の隣地に人足寄場を創設するに当って、住民感情を害ねぬよう、種々と配慮をめぐらしていたらしい容子は、すでに寄場起立の条で記した。平蔵の方針が後継の奉行に承け

継がれていたとすれば、人足寄場に対して佃島の人達が、まるまる背を向けてしまっていたとは思えない。変わったとすれば、幕末におよび、寄場の性格が軽犯罪者の収容所めく場所になり、やがて明治に入って石川島監獄所と改まってしまったことの方に責任がある。先年フランスの有力新聞「ル・モンド」の東京特派員ロベール・ギラン氏が、新聞に寄せた小品文中に、新佃島の飲み屋の主人から、佃島の人達は、「あの人」という時に「アンドロボウ」と言うと言わつたと書いていた。「アンドロボウ」は言うまでもなく「あの泥棒」の訛りである。こうした局地語を生むほどに、石川島監獄の存在は、佃島の人達の心を重く圧していたのである。

住吉神社の祠官平岡好道翁の随筆に、少年時代の思い出が鮮明に書かれているので、ここにその一節を引用して、結語に代えたい。

監獄署は明治の中頃までであった由で、私共の子供の頃よく聞かされた話であるが、佃島の子供たちは赤ん坊やあい、たばこをやるから、手を出せよと、監獄の塀の下から手を出したということである。この監獄が巢鴨に移されるので取り払われた後、長い間空地の草っぱになっていた。今も三井倉庫が立ち並んでいる場所がそれである。佃島の者はこの原っぱのことを赤ん坊屋敷と呼んでいた。正しくは赤ん坊屋敷跡というべきで、赤ん坊というのは囚人達が皆赤い(褐色)獄衣を着せられていたので、そう呼ばれたのである。この赤ん坊屋敷跡の原っぱは、冬になると子供が凧揚げをするのに好適の場所であり、夏はばったやこおろぎを取る遊場であったが、私の祖父は非常にやかましい人だったので、赤ん坊屋敷は不浄の地であるから、遊びに行つてはならぬと言って、行くことを固く禁じていた。この草原には所々に古井戸があったので、誤って落ちるようなことがあっては、という懸念もあったらしい。この赤ん坊屋敷が不浄の地であるからというので、私の父の代に、「石川島監獄跡清地祭」を行った記録が残っている。⁽⁵⁾

- (1) 『文化句帖』一茶叢書、五一頁。
- (2) 『中央区史』下、一、三七三頁。『佃島の今昔』一一六頁など。
○平岡好文『雑祭式典範』大須祈願祭の条。三六六頁。
- (3) 佃島住吉神社所蔵写本。
- (4) 『朝日新聞』昭和三六・一〇・二二、「東京だより」。
- (5) 「佃つれづれ草」、『年輪』第11号（孔版雑誌）昭和四五、三、晴月会。

非人寄場

高柳金芳